

議案第112号

大阪市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中ただし書を削る。

第3条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、各号を削る。

第15条第1号中「(舞洲就労支援所にあつては、同項に規定する就労継続支援の実施)」を削り、同条第2号中「当該」を削る。

別表中大阪市立舞洲就労支援所の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

舞洲就労支援所を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立障害者就労支援施設条例 (抄)

(休館日)

第2条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、大阪市立舞洲就労支援所（以下「舞洲就労支援所」という。）は、無休とする。

(1)－(2) 省 略

2－3 省 略

(供用時間)

第3条 施設の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりと午前9時から午後5時まで

する。

(1) 舞洲就労支援所以外の施設 午前9時から午後5時まで

(2) 舞洲就労支援所 午前0時から午後12時まで

2 省 略

(業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 法第5条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援の実施（舞洲就労支援所にあつては、同項に規定する就労継続支援の実施）に関すること

(2) 法第5条第15項に規定する就労定着支援の実施に関すること（当該施設において同項に規定する就労定着支援を行うことができる状況にあると市長が認める場合に限る。）

(3)－(4) 省 略

別表（第1条関係）

名称

位置

省

大阪市立舞洲就労支援所

略

大阪市此花区北港白津2丁目